

## 昆虫を活用した魅力発信業務委託仕様書

### 1 総則

本仕様書は、田村市（以下「市」という。）が委託する昆虫を活用した魅力発信業務（以下「魅力発信イベント」という。）を受託した者（以下「受託者」という。）が遵守しなければならない事項を定めたものである。

### 2 目的

本業務は、東京都心において魅力発信イベントを実施することで、首都圏の来場者へ本市が有するカブトムシやクワガタなどの本市をイメージできる昆虫の魅力及び本市名物「灯籠流しと花火大会」をPRし、元気を発信するとともに原発事故による風評を払拭することを目的とする。

### 3 契約期間

契約締結日から令和8年10月30日までとする。

### 4 委託額

本業務の委託額上限は、2,687,850円（消費税込）とする。

### 5 業務内容

#### (1) 本市をイメージできる昆虫（カブトムシ等）灯籠の制作

- ①本市が誇る「昆虫（カブトムシ等）」と「灯籠流し」の魅力を融合してPRする昆虫型灯ろう（概ねW2,000×D4,000×H3,000以内）を制作し、東京都心で風評払拭PRを行い、灯籠流しの当日に流すこと。
- ②灯籠の制作素材は問わないが、総重量は成年男子4名程度で持ち運びが可能な軽量型（概ね100kg以下）とする。なお、河川において流し手により流すことを想定し制作すること。
- ③制作素材は消耗品を基本とし、備品に該当する物品はリース対応とすること。
- ④灯籠は、夜間に岸辺からでも目視可能な電飾を配置し、風評払拭目的であることがわかるようなデザインとすること。
- ⑤灯籠流しと花火大会の前に、市内で一定期間展示を行うこと。
- ⑥市民と連携して制作した作品となる企画とすること。

#### (2) 本市をイメージできる昆虫（カブトムシ等）灯籠の魅力発信イベントの実施

- ①魅力発信イベントの実施日程等は以下のとおりとする。
  - 期間：令和8年7月～8月のうち2日間
  - 時間：各日とも10時から19時まで（会場の開館時間に準ずる。）
    - ※夜間の管理は会場のセキュリティ対応に従うこと。
  - 場所：東京シティアイ（東京駅直通）または同等の集客施設

- ②企画、運搬、設置、管理、撤去に係る一切の業務を行うこと。
- ③魅力発信イベントの事前広報をSNS等の媒体を活用して行うとともに、当日は本市が有する昆虫の魅力及び本市名物「灯籠流しと花火大会」をPRして元気を発信し、原発事故による風評払拭の周知に努め、本市への誘客につながるよう工夫すること。
- ④魅力発信イベントの実施にあたり、デジタル広報や紙媒体で来場者の興味を引きつけ、期間中2,000人（1,000人／日）の集客を目標とすること。また、展示イベントが本市やムシムシランド、灯籠流しを訪問する契機となるよう工夫し、首都圏からムシムシランドや灯籠流しへの誘客数を対前年比約1,000人増となるよう企画とすること。さらに、来場者には風評の払拭と本市の魅力が体感できるような、アンケートやワークショップ等の体験型の企画を実施すること。
- ⑤訪問人数や訪問者の居住地等の属性等について調査・集計し、本業務の効果測定・検証を行い実施報告するとともに、報告書には次年度へ向けた改善案等を盛り込むこと。

### (3) 灯籠流しと花火大会のデジタル配信

灯籠流しと花火大会当日に、本市をイメージできる昆虫（カブトムシ等）灯籠が流れる様子をSNS等の媒体で動画配信し、風評払拭に資すること。

なお、灯籠流しと花火大会が天候不良等で中止・延期となった場合のデジタル配信代替案についても提案に盛り込むこと。

### (4) その他

- ①その他、独自性のある企画を提案することは拒まない。
- ②制作物には「令和8年度 地域情報発信交付金（福島再生加速化交付金）を活用しています。」と明記すること。

## 6 成果物

- (1) 実施報告書 電子データ（Word 形式等とPDF 形式）を収録した電子媒体（DVD等）及び印刷物を各2部納品
- (2) 制作物 本業務で制作した物品
- (3) その他 本業務で作成した資料のうち、当市が指示する資料

## 7 納品場所

田村市産業部観光交流課

## 8 業務実施に当たっての留意事項

- (1) 本業務に関する打合せ協議を必要に応じて随時行うものとする。なお、打合せ協議に要する移動等の経費については、全て受託者の負担とする。
- (2) 事前に委託者の承認を得た場合は、本業務の一部を第三者に再委託することができる。
- (3) 本業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は本業務以外の目的に使用してはならない。本業務終了後においても同様とする。
- (4) 受託者は、情報セキュリティ対策に必要な体制の整備及び措置を講じるとともに、本業

務において受託者が取り扱う情報及びデータ等の管理に当たっては適切な管理を行うこと。

(5) 成果物の所有権、著作権及び利用権は、全て当市に帰属するものとする。

ただし、第三者が権利を有する著作物、肖像権その他全ての権利（以下「既存著作物等」という。）が含まれている場合には、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うものとする。なお、受託者の責めに帰すべき事由により著作権及び肖像権関係の紛争が生じた場合は、受託者の責任において処理するものとする。

(6) 受託者が従来から有していた受託者固有の知識、技術に関する権利については受託者に帰属する。

(7) 業務完了後に、受託者の責めに帰すべき事由により、成果物の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに必要な措置を行うこと。この場合に要する経費は受託者の負担とする。

(8) 受託者は、本業務の履行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により当市又は第三者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

## 9 見積書作成要領

見積書の作成に当っては、本業務委託仕様書に基づいて作成すること。ただし、この仕様書以上の最新の技術提供や企画があれば、委託額の範囲内で積極的に採用することを拒まない。

①内容については、本業務委託仕様書に基づき、項目ごとに分かりやすく記載すること。

②一連の経費について、見積設計の項目ごとに分かりやすく明記すること。

## 10 その他

本業務仕様書に記載されていない事項は双方協議により決めるものとする。